

養父市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 27 年 10 月 14 日
養父市国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(6) 名称：特定非営利活動法人設立促進事業

内容：NPO 法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

（国家戦略特別区域法第 24 条の 4 に規定する特定非営利活動法人設立促進事業）

新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人（NPO 法人）の設立を養父市において促進するため、兵庫県が所轄庁として実施する NPO 法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、2 月から 2 週間に短縮する。

【平成 27 年度中を目途に実施】